

2024年度

科目等履修生募集要項



東京理科大学

薬剤師国家試験受験資格に関わる科目履修希望者は、
別冊「本学薬学部生命創薬科学科卒業生向け
薬剤師国家試験受験資格取得に関わる科目等履修生募集要項」を参照

科目等履修生について

本学は、1881年東京物理学講習所として創立以来、「理学の普及を以って国運発展の基礎とする」との建学の精神をもとに、140年以上の歴史と伝統を有し、大学、大学院の教育研究はもとより、夜間部教育、社会人教育等に門戸を開いてきました。

科目等履修生制度は、大学の学生以外の者で、授業科目を履修する者に対し、単位を与えることができるよう、大学設置基準及び大学院設置基準により制度化されたものです。

本学では、社会人の学習意欲、知的好奇心に適切に応え、勉学の機会を拡充するために、自己啓発、業務上の知識修得、学位取得、資格取得等の目的をもつ社会人の受け入れを行っています。

(注意)

1. 教育職員免許状取得を目的とする科目等履修生の出願については、本学を卒業又は本学大学院を修了した者もしくは本学を2024年3月卒業・修了見込の者を対象として受け入れます。
2. 理学部第一部応用物理学科及び理学研究科応用物理学専攻は、2023年度から学生募集を停止していることに伴い、科目等履修生を受け入れる科目について制限がありますので、本要項の「履修科目選定上の注意」をご確認ください。

目 次

I	募集要項	1
1	出願資格	1
2	出願手続	2
3	選考基準・結果	6
4	履修手続	6
5	出願に際しての注意事項	6
	(1) 出願上の注意	6
	(2) 履修科目選定上の注意	7
	① 理学部第一部	7
	② 理学部第二部	7
	③ 薬学部	8
	④ 工学部	8
	⑤ 創域理工学部	9
	⑥ 経営学部	9
	⑦ 先進工学部	9
	⑧ 大学院各研究科	9
	⑨ 理学専攻科	10
II	履修要項	11
1	履修に際しての一般的注意	11
2	2024年度授業日程	11
3	教職関係科目の履修	12
4	試験	19
5	実験・実習の履修	21
6	掲示について	22
7	校舎配置図	23
8	科目等履修生の図書館利用について	27
9	証明書の交付について	27

Ⅲ 科目等履修生の責務	28
1 東京理科大学科目等履修生に関する規程	28
2 東京理科大学学則（抜粋）	29
3 東京理科大学大学院学則（抜粋）	32
4 東京理科大学専門職大学院学則（抜粋）	35
5 東京理科大学履修等に関する規程（抜粋）	37

〔出願書類等〕

- （１） 科目等履修生願書
- （２） 追加・複数学部申請書
- （３） 東京理科大学・大学院科目等履修生出願許可書
- （４） 科目等履修生審査料納入書類等貼付台紙

I 募集要項

1 出願資格

(1) 学部授業科目 次の①～③のいずれかに該当する者

- ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を卒業した者及び2024年3月卒業見込みの者
- ② 高等専門学校第3学年修了者又は2024年3月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定（下記ア～キの項目）により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2024年3月31日までにこれに該当する見込みの者
 - ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者又はこれらに準ずるもので文部科学大臣が指定した者。
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は2024年3月31日までに修了見込みの者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は2024年3月31日までに修了見込みの者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者も含む）又は2024年3月31日までに合格見込みの者で、2024年3月31日までに18歳に達するもの
 - カ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもので2024年3月31日までに18歳に達するもの
 - キ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年3月31日までに18歳に達するもの

※教科及び教職に関する授業科目（P15（4）②表の第二欄（「教科に関する専門的事項」除く）、第三欄～第六欄）については、教育職員免許状取得を目的とし、本学を卒業又は本学大学院を修了した者もしくは本学を2024年3月卒業・修了見込みの者を出願対象とする。

なお、教育実習及び介護等の体験を希望する者は、本学在学中又は科目等履修生として在籍中に、教育実習の中止、介護等の体験の中止等がなく、教師となる強い意志が明確であり、かつ教育職員免許状取得を目的としていることが、教職教育センターにおいて確認されている必要がある。

(2) 大学院の授業科目（修士、博士） 次の①、②のいずれかに該当する者

① 学士、修士又は博士の学位を有する者

※ただし、薬学研究科薬学専攻（博士課程）については、学士（6年制課程の学部）、
修士又は博士の学位を有する者

② 本学が志願授業科目を学修するに十分な学力があると認めた者

(3) 大学院（専門職）の授業科目 次の①、②のいずれかに該当する者

① 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科、イノベーション研究科の各専攻及び経営学研究科技術経営専攻を修了した者

② 東京理科大学大学院経営学研究科技術経営専攻を2023年度に修了見込みの者

(4) 理学専攻科の授業科目 次の①、②のいずれかに該当する者

① 学士の学位を有する者

② 本学が志願授業科目を学修するに十分な学力があると認めた者

2 出願手続

(1) 出願書類

注意事項：本学で発行する証明書については、通常期においては受付日より中2日（土日祝を除く）の交付となります（詳細は本学HP「各種手続証明書について」参照）ので、
出願に間に合うよう予め申請してください。

① 科目等履修生願書（写真貼付、縦4cm×横3cm 脱帽、上半身正面、出願日前3か月以内に撮影のもの）

② 出身学校卒業（修了）証明書及び成績証明書（最終学歴のもの）及び他の大学等に在学中の場合は、在学証明書及び成績証明書

③ 選考結果通知用封筒（大きさは定型封筒（長形3号）宛名記入、354円分の切手（速達料金260円+定型郵便料金94円）貼付）

④ 出願許可書（他の大学等に在学中の者が、本学の科目等履修生として出願する場合に必要）

⑤ 科目等履修生審査料納入書類等貼付台紙

※外国人留学生は、次の書類も必要です。

⑥ 市区町村長の交付する住民票（在留資格期間が明記されており、期間が授業期間終了時点までであること。コピー不可。）

⑦ 「日本語能力試験」（財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金主催）1級合格認定書（コピー不可）、又は日本留学試験（独立行政法人日本学生支援機構主催）の教科（日本語）の成績通知書（コピー可）

※創域理工学研究科国際火災科学専攻において、英語で実施する授業科目を受講する場合に限り、提出は不要。

※卒業証明書、成績証明書等については、日本語訳、英語訳を必要とすることがあります。

＜注意＞

科目等履修生として履修を許可されても「留学」の在留資格を取得できるとは限りません。不明な点については、出入国在留管理庁に事前確認して、履修に支障をきたすことのないように注意ください。

問い合わせ先： 東京出入国在留管理局 留学審査部門
住所： 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
電話： 03-5796-7111（代表）

※同一学部・研究科において、年度を継続して出願する場合は、上記②、⑥、⑦は、提出不要（ただし、記載内容に変更が生じた場合は要提出）

出願書類に記入された個人情報は、「①選考実施（出願処理・選考）」「②選考結果の通知」「③入学手続」とこれらに付随する事項を行うために利用するものであり、それ以外の目的に使用することはありません。

（2）出願期間

① 2024年3月7日（木）～13日（水） ただし、土曜、日曜を除きます。

出願対象科目： 通年科目、前期科目、後期科目^{*1,*2}、集中科目

*1 履修許可後、後期科目を追加する場合には、追加申請手続きが必要となります。

*2 創域理工学部・創域理工学研究科に出願しようとする場合、前期出願期間に後期科目のみの出願をすることはできません。（通年科目又は前期科目と併せて出願することは可）

＜教育実習及び介護等の体験希望者に対する事前審査＞

教育実習及び介護等体験を希望する者は、必ずP19を参照の上、2024年2月18日（日）までに事前審査申請をすること。

② 2024年6月27日（木）～7月3日（水） ただし、土曜、日曜を除きます。

出願対象科目： 後期科目（前期に所定の手続きが必要な実験科目は①の出願期間）、
集中科目（後期）

受付時間

9：00～17：00 （12：00～14：00は除きます）

理学部第二部、工学部建築学科夜間主社会人コース、理学専攻科、創域理工学研究科国際火災科学専攻は16：00～20：30（18：30～19：20は除きます）

経営学研究科技術経営専攻（専門職学位課程）は、17：00～19：00

＜追加申請手続き＞

- ・追加申請手続き期間は②の期間と同じです。
- ・「追加・複数学部申請書」に必要事項を記入し、科目等履修生証及び選考結果通知用封筒（大きさは定型封筒（長形 3 号）宛名記入、354 円分の切手（速達料金 260 円＋定形郵便料金 94 円）貼付）を添えて提出します。
- ・追加申請には、審査料は必要ありません。

（3）出願方法

① 審査料の納入

審査料 35,000 円を出願期間内に、金融機関の ATM から下記の口座に納入し、振込明細書等の原本（コピー不可）を「科目等履修生審査料納入書類等貼付台紙」に貼付してください。

※一度納入した審査料は、理由の如何を問わず返還されません。

※振込手数料については振込人（出願者）負担となります。

※原本の提出が難しい場合は、学部事務課窓口にご相談ください。

審査料の 振込先	銀行名：みずほ銀行 支店名：飯田橋支店 預金種目：普通預金 口座番号：1000200 口座名義：学校法人東京理科大学（ ガク ） トウキョウリカダイガク
-------------	--

複数の学部（研究科）あるいは専攻科にわたって出願する場合でも、審査料は 35,000 円となります。ただし、この場合は所属する学部等を決めなければならないので、必ず申し出てください。所属する学部等は、原則として研究科、学部、専攻科の順で決定します。

複数の地区に出願をする場合、本学を卒業又は修了した者は、出身地区の所属とします。

② 出願書類提出場所（郵送による出願は認めません）

		学部等	出願書類提出場所
神楽坂キャンパス	神楽坂校舎	理学部第一部 ^(※1) 理学研究科 ^(※2)	理学事務課 (神楽坂校舎 9 号館 3 階)
		理学部第二部 工学部 建築学科（夜間主社会人コース） 理学専攻科 創域理工学研究科 国際火災科学専攻	理学部二部事務室 (神楽坂校舎 9 号館 3 階)
		経営学研究科 技術経営専攻（専門職学位課程）	専門職大学院室 (PORTA 神楽坂 4 階)
	富士見校舎	経営学部 ^(※3) 経営学研究科	経営学事務課 (富士見校舎 1 階)
葛飾キャンパス		工学部 建築学科（夜間主社会人コースを除く）、工業化学科、 電気工学科、情報工学科、機械工学科 工学研究科	工学事務課 (管理棟 3 階)
		先進工学部 ^(※4) 先進工学研究科 ^(※4)	先進工学事務課 (管理棟 3 階)
野田キャンパス		薬学部 薬学研究科	薬学事務課 (15 号館 2 階)
		創域理工学部 創域理工学研究科 国際火災科学専攻を除く	創域理工学事務課 (1 号館 2 階)
		生命科学研究科	生命研事務室 (生命医科学研究所 2 階)
キャンパス 長万部 北海道・		2024 年度は募集いたしません。	長万部事務課 (1 号館 1 階)

※1 理学部第一部応用物理学科は葛飾キャンパスですが、出願は理学事務課（神楽坂キャンパス）となりますので注意してください。

※2 理学研究科応用物理学専攻は募集いたしません。

※3 経営学部国際デザイン経営学科は募集いたしません。

※4 先進工学部物理工学科及び機能デザイン工学科、先進工学研究科物理工学専攻は募集いたしません。

3 選考基準・結果

本学学部、研究科又は理学専攻科において特定の授業科目の履修を願い出るものがある時は、本学学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考のうえ科目等履修生として履修を許可することがあります。科目等履修生の履修期間は1年以内とします。したがって、1年を超えて継続して履修を希望する場合には、年度ごとに出願する必要があります。選考は提出書類等により行います。

選考結果は、出願期間①は4月上旬頃まで、出願期間②は9月上旬頃までに、本人宛文書にて通知します。

なお、履修科目は、申請された履修期間、時限等を変更のうえ、合格とする場合があります。

4 履修手続

選考に合格したものは、合格通知により指定された期日までに、履修料を納入（銀行振込）の上履修手続を行ってください。**分納は認めません。**

履修料は1単位につき、26,000円です。ただし、教育実習関係科目の履修料は単位数に関わらず以下のとおりです。

・教育実習指導（事前） ・教育実習指導（直前、事後） ・教育実習 1 ・教育実習 2	各 13,000 円 ※別途、教育実習必要経費、介護等体験日、健康診断量がかかる場合があります。 詳細はガイダンス等で別途通知します。
---	---

5 出願に際しての注意事項

（1）出願上の注意

- ① 願書に不備があるものや出願書類が不足している場合、受理できませんのでご注意ください。
なお、出願締切り後の受付は一切行いません。
- ② 一部の漢字について、本学のシステム上印字できない場合、入学後に使用する氏名においては本学で代替文字やひらがなに修正することがありますのでご了承ください。
- ③ **出願後の科目の変更及び納入金の返還は一切行いません。**
- ④ 本学で履修できる単位数は、**1年間に32単位以内**（複数の学部（研究科）、専攻科にわたって履修する場合も合わせて32単位以内）とします。
- ⑤ 実験、実習科目等は履修定員の関係で履修が認められないことがあります。
実験、実習の履修を許可された場合は、所定の実験実習費を納入してください（手続方法については、別途通知します）。
- ⑥ 授業時間割と試験時間割では、曜日・時限等が異なることがありますので注意してください。
- ⑦ 各授業科目の担当教員は変更になることがあります。
- ⑧ 教育実習関係科目の履修及び「介護等の体験」を希望する者は、P.12の「教職関係科目の履修」をよく確認したうえで出願してください。

(2) 履修科目選定上の注意

① 理学部第一部

ア 本年度の授業科目については、授業時間割表（出願書類提出窓口にて配布）を参照してください。

イ 教育職員免許状取得希望者は、履修を希望する授業科目の、教科に関する専門的事項の科目区分をよく確認してください。

ウ 教育職員免許状取得希望者で、履修の相談を希望する者は、成績証明書及び出願3ヶ月以内に発行された「学力に関する証明書」をご用意のうえ、窓口にお越しください。

なお、本学で発行する「学力に関する証明書」は、通常期においては、申請受付日より1週間後（土日祝を除く）の交付となります（詳細は本学 HP「各種手続証明書について」参照）ので、出願に間に合うように予め申請してください。

エ 「地学実験1」「地学実験2」の履修を希望する者は、申し込みを行いますので出願期間に教職教育センター（神楽坂校舎1号館4階）に来室してください。その際、事前に教職教育センターHPにおいて『2024年度「地学実験1」、「地学実験2」の実施について』を確認してください。

オ 講義のほかに演習が課されており、それぞれ別に履修申請する必要がある場合は、必ず両方を履修申請してください。詳細は理学事務課へお問い合わせください。

カ 本学部では、全学科の卒業研究について履修を認めません。

キ 原則として「生物学実験」及び化学科・応用化学科の「物理学実験」については、前期の履修を認めません。

ク 以下の科目については、履修を認めません。

【数学科】数学研究1、数学研究2

【応用数学科】応用数学研究1、応用数学研究2

【物理学科】物理学実験1、物理学実験2、物理学実験3、物理学序論、物理学

【化学科・応用化学科】1年次化学実験、一般化学実験、無機及び分析化学実験、有機化学実験、物理化学実験、特別化学実験、特別応用化学実験

【応用物理学科】応用物理学実験A、応用物理学実験B

ケ 応用物理学科は、2024年度は、標準履修学年が3、4年次の科目のみ履修を認めます。履修可能な科目については、理学事務課までお問い合わせください。

② 理学部第二部

ア 本年度の授業科目については、授業時間割表（出願書類提出窓口にて配布）を参照してください。

イ 教育職員免許状取得希望者は、履修を希望する授業科目の教科に関する専門的事項の科目区分をよく確認してください。

ウ 教育職員免許状取得希望者で、履修の相談を希望する者は、成績証明書及び出願3ヶ月以内に発行された「学力に関する証明書」をご用意のうえ、窓口にお越しください。なお、本学で発行する「学力に関する証明書」は、通常期においては、申請受付日より1週間後（土日祝を除く）の交付となります（詳細は本学 HP「各種手続証明書について」参照）ので、出願に間に合うように予め申請してください。

- エ 原則として「生物学実験」「化学実験」「物理学実験」については前期の履修を認めません。
- オ 「物理学実験」「化学実験」「生物学実験」「地学実験」の申し込みは、科目等履修生の手続きとは別にガイダンスに出席し所定の手続きをする必要があります。

「物理学実験」・・・4月中旬頃ガイダンス（4月上旬頃掲示）

「化学実験」・・・9月下旬頃ガイダンス（8月頃掲示）

「生物学実験」・・・4月中旬頃ガイダンス（4月上旬頃掲示）

「地学実験1」「地学実験2」・・・

履修を希望する者は、申し込みを行いますので出願期間に神楽坂キャンパス教職教育センターに来室してください。その際、事前に教職教育センターHPにおいて『2024年度「地学実験1」、「地学実験2」の実施について』を確認してください。

- カ 本学部では全学科の卒業研究について履修を認めません。

- キ 原則として、化学科の「基礎化学実験」「一般化学実験」「無機化学実験」「有機化学実験」「物理化学実験」については、履修を認めません。

- ク 数学科の「数学概論」は履修を認めません。

- ケ 科目によっては、講義のほかに演習を課しているものもあるので、そのような科目は必ず両方を履修申請してください。

③ 薬学部

- ア 2004年度より教職課程の認定取り下げを行いましたので、教育職員免許状の取得を目的とした履修はできません。

- イ 授業科目については、出願書類提出窓口で授業時間割表を参照してください。

- ウ 本要項は、薬剤師国家試験受験資格の取得を目的とした者を対象としておりません。本学薬学部生命創薬科学科の卒業生で、薬剤師国家試験受験資格取得に関わる科目の履修を希望する者は、別冊「本学薬学部生命創薬科学科卒業生向け薬剤師国家試験受験資格取得に関わる科目等履修生募集要項」を参照してください。

- エ 実習科目においては事前に実習実施委員会において検討し、履修を認めない場合があります。

④ 工学部

- ア 履修科目については前記（P. 6の5（1）④, ⑥, ⑦）に注意してください。

- イ 実験・実習科目は履修を認めません。

- ウ 授業科目については、出願書類提出窓口で授業時間割表を確認してください。

- エ 電気工学科では、電気主任技術者の資格認定申請に必要な不足単位取得を目的とする科目等履修生の出願については、同学科を卒業し、卒業後3年以内に不足単位の修得が可能な場合のみ受け入れます。

⑤ 創域理工学部

- ア 本年度の授業科目については授業時間割表（出願書類提出窓口にて配布）を参照してください。
- イ 教育職員免許状取得希望者は、履修を希望する授業科目の、教科に関する専門的事項の科目区分をよく確認してください。
- ウ 教育職員免許状取得希望者で、履修の相談を希望する者は、成績証明書及び出願3ヶ月以内に発行された「学力に関する証明書」をご用意のうえ、窓口にお越しください。
なお、本学で発行する「学力に関する証明書」は、通常期においては、申請受付日より1週間後（土日祝を除く）の交付となります（詳細は本学 HP「各種手続証明書について」参照）ので、出願に間に合うよう予め申請してください。
- エ 履修科目については前記（P. 6の5（1）④、⑤）の他、特に制限等は設けていません。
- オ 授業科目については、各地区出願書類提出窓口で授業時間割表を参照してください。

⑥ 経営学部

- ア 履修科目については前記（P. 6の5（1）④、⑤）の他、特に制限等は設けていません。
- イ 授業科目については、各地区出願書類提出窓口で授業時間割表を参照してください。
- ウ 出願前に履修の可否を確認しますので、履修希望科目を以下の期日までに経営学事務課へ連絡してください。
前期科目：2024年2月29日（木）
後期科目：2024年6月20日（木）
連絡先：kukijimu@admin.tus.ac.jp
- エ 国際デザイン経営学科の授業科目は履修できません。

⑦ 先進工学部

- ア 教育職員免許状の取得を目的とした履修はできません。
- イ 授業科目については、出願書類提出窓口で授業時間割表を参照してください。
- ウ 物理工学科、機能デザイン工学科の授業科目は履修できません。

⑧ 大学院各研究科

- ア 履修科目については、経営学研究科技術経営専攻（専門職学位課程）を除き、前記（P. 6の5（1）④、⑤）に注意してください。
- イ 教職課程のある研究科で修得した単位は、教育職員免許法第6条別表第3（実務検定）の適用により専修免許状を取得する際の単位として使用することができます。
- ウ 授業科目については、各地区出願書類提出窓口で授業時間割表を参照してください。

エ その他研究科・専攻別の留意事項

研究科	留意事項
理学研究科	「文献研究」「特別研究」、及び「講究」「輪講」「演習」「実験」に関する科目の履修は認めません。
工学研究科	「文献研究」「特別研究」等の研究科目の履修は認めません。
創域理工学研究科 国際火災科学専攻	原則として「火災実験」「火災演習」「火災科学特別研究 1A・1B・2A・2B」の履修は認めません。
創域理工学研究科 (国際火災科学専攻を除く)	出願を希望する者は、必ず出願の前に出願希望先の専攻主任に相談してください。担当教員については創域理工学事務課 (Tel:04-7122-9142) まで問い合わせください。
先進工学研究科	物理工学専攻の授業科目は履修できません。
経営学研究科 経営学専攻	出願前に履修の可否を確認しますので、前期 (P. 11 の⑥ウ) の期日までに経営学事務課へ連絡してください。
経営学研究科 技術経営専攻 (専門職学位課程)	出願を希望する者は、 https://tus.box.com/v/kamokurisyu2024 を参照してください。

※教育職員免許状取得を目的とする出願者以外は、理学研究科、創域理工学研究科で開講する「学校インターンシップ (アドバンス)」「数学科探究学習論」「理学科探究学習論」「教授メディア学習論」の履修は認めません。

⑨ 理学専攻科

履修科目については前記 (P. 6 の 5 (1) ④, ⑤) の他、特に制限等は設けていません。

なお、専攻科で修得した単位は、教育職員免許法第 6 条別表第 3 (実務検定) の適用により専修免許状を取得する際の単位として使用することができます。詳細は、出願書類提出窓口で確認してください。

Ⅱ 履修要項

1 履修に際しての一般的注意

- (1) 単位の認定は、前期終了の科目も、すべて年度末（3月）となります。
- (2) 開講予定科目は事情により開講しない場合があります。
- (3) 休講・補講を行う場合、学園生活支援システム（CLASS）にて通知します。
- (4) 補講は通常授業が行われる曜日、時限と異なる時間帯に行う場合があります。

2 2024年度授業日程

	授業日程	授業日程 ※経営学研究科技術経営専攻(専門職学位課程)
授業期間	[前期] 4月11日(木) ～ 8月5日(月)	[前期] 4月5日(金) ～ 8月10日(土)
夏休み	8月6日(火) ～ 9月12日(木)	8月11日(日) ～ 9月13日(金)
授業期間	[後期] 9月13日(金) ～ 12月23日(月)	[後期] 9月14日(土) ～ 12月25日(水)
冬休み	12月24日(火) ～ 1月7日(火)	12月26日(木) ～ 1月8日(水)
授業期間	[後期] 1月8日(水) ～ 1月27日(月)	[後期] 1月9日(木) ～ 1月31日(金)
備考	○ 試験日は各学部・研究科で別に定める ○ 授業期間外に、カリキュラムガイダンス、追再試験等を行うことがある ○ 休日に授業・試験・補講・実験等を行うことがある	

以下の記述は、２０１９年４月１日改正後の教育職員免許法及び２０２４年４月１日施行の同施行規則に基づいています。

３ 教職関係科目の履修

本学には教育職員を志す者のために教職課程が設置されています。科目等履修生が本学で取得できる教育職員免許状の教科は、次の表のとおりです。

教育職員免許状の取得希望者は出身校（大学）又は住居地の各都道府県教育委員会にて不足単位数を確認のうえ、履修してください。なお、教育職員免許法第５条別表第１の規定による教育職員免許状取得に関する単位の修得は、当該免許について認定課程のある学科等で修得したものでなければなりません。教育職員免許状の取得を希望する者は、各自の出身学科等における課程認定の有無を事前に確認しておくことが必要です。

（１）本学で科目等履修生として取得できる教育職員免許状の教科及び種類

学部	学科	教科	種類
理学部第一部	数学科	数学・情報※	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
	物理学科	理科・数学	
	化学科	理科	
	応用数学科	数学・情報※	
	応用化学科	理科	
理学部第二部	数学科	数学・情報※	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
	物理学科	理科・数学	
	化学科	理科	
創域理工学部	数理科学科	数学・情報※	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
	先端物理学科	理科・数学	
	情報計算科学科	数学・情報※	
	生命生物科学科	理科	

※ 教科「情報」の免許状は、高等学校一種免許状のみです。

研究科	専攻	教科	種類
理学研究科	数学専攻	数学	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	物理学専攻	理科	
	化学専攻		
	応用数学専攻	数学	
	科学教育専攻	数学又は理科	
創域理工学研究科	数理科学専攻	数学	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	先端物理学専攻	理科	
	情報計算科学専攻	数学	
	生命生物科学専攻	理科	
生命科学研究科	生命科学専攻	理科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状

専攻科	専攻	教科	種類
理学専攻科	数学専攻	数学	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状

(2) 教育職員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数

教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の法令に基づき、本学で教育職員免許状を取得するためには、以下表に示すとおり基礎資格及び本学カリキュラム上の所定の単位を修得するとともに中学校教諭一種免許状を取得するためには7日間の介護等の体験を実施する必要がある。

所要資格 免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数等						
			学士課程						修士課程
			文部科学省令で定める科目 (施行規則第66条の6)	第一欄 (教科及び教職に関する科目)		第三欄 ～ 第五欄	第六欄	介護等の体験 ※	大学が独自に設定する科目
				第二欄					
			教科に関する専門的事項	各教科の指導法					
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	8 単位	20 単位	8 単位	28 単位	4 単位	7 日間の体験	—
	専修免許状	イ) 修士の学位を有すること。 ロ) 大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在籍し、30単位以上修得すること。							24 単位
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること			4 単位	24 単位	12 単位	不要	—
	専修免許状	イ) 修士の学位を有すること。 ロ) 大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在籍し、30単位以上修得すること。							24 単位

※1998 年以降に科目等履修生として単位を修得し、中学校教諭普通（一種、専修）免許状を取得しようとする場合は、上記に加え、7 日間の介護等の体験が必要となります。

(3) 本学における最低修得単位数等

教育職員免許状（一種免許状）を取得するために必要な科目及び単位の修得方法は、次のとおりです。

① 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」

文部科学省令（教育職員免許法施行規則第 66 条の 6）で定める科目

下記 4 科目、計 8 単位は必ず修得しなければならない。

「日本国憲法」科目	2 単位
「体育」科目※1	2 単位
「外国語コミュニケーション」科目	2 単位
「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」	
又は	
「情報機器の操作」科目※2	2 単位

※1 本学では「体育科目」2 単位のうち 1 単位以上は「実技」であることを推奨する。

※2 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」科目については、いずれかの区分で 2 単位修得しなければならない。

② 教科及び教職に関する科目

教育職員免許状（一種免許状）取得に必要な教科及び教職に関する科目並びに単位数は下表に示すとおりである。

第一欄 (教科及び教職に関する科目)		各科目に含めることが必要な事項	左記に該当する 本学の授業科目	中学校 教諭 一種 免許状 (単位)	高等学校 教諭 一種 免許状 (単位)
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	・ 教科に関する専門的事項	各学部学修簿参照のこと（最低修得単位数 20 単位）		
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） （注 1）	数学科教育論 1	◎ 2 単位	◎ 2 単位
			数学科教育論 2	◎ 2 単位	◎ 2 単位
			理科教育論 1	◎ 2 単位	◎ 2 単位
			理科教育論 2	◎ 2 単位	◎ 2 単位
			数学科指導法 1	○ 2 単位	● 2 単位
			数学科指導法 2	○ 2 単位	● 2 単位
			理科指導法 1	○ 2 単位	● 2 単位
			理科指導法 2	○ 2 単位	● 2 単位
			情報科教育法 1	－	◎ 2 単位
情報科教育法 2	－	◎ 2 単位			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	◎ 2 単位	◎ 2 単位
		・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	◎ 2 単位	◎ 2 単位
		・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会	◎ 2 単位	◎ 2 単位
		・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と教育の心理学 教育心理学特論	◎ 2 単位 ● 2 単位	◎ 2 単位 ● 2 単位
		・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	◎ 1 単位	◎ 1 単位
		・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成論	◎ 1 単位	◎ 1 単位
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 道徳の理論及び指導法	道徳教育	○ 2 単位	● 2 単位
		・ 総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習（探究）の時間の指導法	◎ 1 単位	◎ 1 単位
		・ 総合的な探究の時間の指導法			
		・ 特別活動の指導法	特別活動・進路指導	◎ 2 単位	◎ 2 単位
		・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
		・ 教育の方法及び技術	教育工学（ICT の活用含む）	◎ 2 単位	◎ 2 単位
		・ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
・ 生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	◎ 2 単位	◎ 2 単位		
第五欄	教育実践に関する科目	・ 教育実習	教育実習指導	◎ 1 単位	◎ 1 単位
			教育実習 1	○ 2 単位	● 2 単位
			教育実習 2	◎ 2 単位	◎ 2 単位
		・ 教職実践演習	教職実践演習（中・高）	◎ 2 単位	◎ 2 単位
		最低修得単位数			5 6 単位
第六欄	大学が独自に設定する科目	教育実習指導演習	● 1 単位	● 1 単位	
		学校インターンシップ	● 1 単位	● 1 単位	
		教職パフォーマンス演習	● 1 単位	● 1 単位	
		教育課題演習	● 2 単位	● 2 単位	
最低修得単位数			4 単位	1 2 単位	

【区分】◎必修、○中一種免必修、●選択

（注 1）中学校教諭一種免許状のために最低 8 単位、高等学校教諭一種免許状のために最低 4 単位修得しなければならない。また、「数学科教育論 1」「数学科教育論 2」は数学免許状取得に、「理科教育論 1」「理科教育論 2」は理科免許状取得に、「情報科教育法 1」「情報科教育法 2」は情報免許状取得にそれぞれ必要な科目であり、他教科の免許状取得に用いることはできない。同様に「数学科指導法 1」「数学科指導法 2」は中学校一種数学免許状取得に、「理科指導法 1」「理科指導法 2」は中学校一種理科免許状取得にそれぞれ必要な科目であり、他教科の免許状取得に用いることはできない。

③ 教科に関する専門的事項（第二欄）

数学、理科及び情報の免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」及び単位数は次のとおりである。なお、いずれの科目も取得する免許状の教科ごとに修得することが必要となる（最低修得単位数を超えて修得し、「大学が独自に設定する科目」に算入する場合も同様）。なお、各学部で開設されている授業科目が「教科に関する専門的事項」のどの区分に設定されているかは、出願書類提出窓口で確認してください。

ア 教科に関する専門的事項【数学】

教科に関する専門的事項	各科目に含める ことが必要な事項	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
	代 数 学	1 単位以上	1 単位以上
	幾 何 学	1 単位以上	1 単位以上
	解 析 学	1 単位以上	1 単位以上
	「確率論、統計学」	1 単位以上	1 単位以上
	コ ン ピ ュ ー タ	1 単位以上	1 単位以上
	小 計	20 単位以上	20 単位以上

イ 教科に関する専門的事項【理科】

教科に関する専門的事項	各科目に含める ことが必要な事項	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
	物 理 学	1 単位以上	1 単位以上
	化 学	1 単位以上	1 単位以上
	生 物 学	1 単位以上	1 単位以上
	地 学	1 単位以上	1 単位以上
	物理学実験・化学実験・生物学 実 験 ・ 地 学 実 験	1 単位以上	—
	「物理学実験、化学実験、生物 学 実 験 、 地 学 実 験 」	—	1 単位以上
	小 計	20 単位以上	20 単位以上

ウ 教科に関する専門的事項【情報】

教科に関する専門的事項	各科目に含める ことが必要な事項	高等学校教諭 一種免許状
	情報社会（職業に関する内容を 含 む ・ 情 報 倫 理 ）	1 単位以上
	コ ン ピ ュ ー タ ・ 情 報 処 理	1 単位以上
	情 報 シ ス テ ム	1 単位以上
	情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	1 単位以上
	マルチメディア表現・マルチ メディア技術	1 単位以上
	小 計	20 単位以上

④ 大学が独自に設定する科目（第六欄）

第六欄については、第二欄～第五欄（P. 15 表参照）までの最低修得単位数以上に修得した単位を含めることができる。

⑤ 介護等の体験

中学校教諭普通（一種、専修）免許状取得の要件として、7日間の『介護等の体験』*が必要となっています。申し込みの条件は以下の通りです。

ア 本学の「教職概論」「特別支援教育論」を修得済み又は他大学で教育職員免許法施行規則第4条第1項及び第5条第1項に定める「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」を含む科目及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目を修得済みであること。

イ 「教育実習1」「教育実習2」を履修する年度と同一年度でないこと。

* 『介護等の体験』とは、特別支援学校、社会福祉施設又はその他の施設において、合計7日間の障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行うことである。

⑥ 教育実習

ア 本学の教育実習は、「教育実習指導」「教育実習1」「教育実習2」より構成される。大学で行う「教育実習指導」は、『実習校における実習』に係わる事前指導と直前指導及び事後指導の3つの内容とする。「教育実習1」「教育実習2」は中学校・高等学校で行う『実習校における実習』を内容とし、原則として3週間行う。

イ 「教育実習指導（事前）」を履修かつ合格したうえで、翌年度に「教育実習指導（直前・事後）」「教育実習1」「教育実習2」の3種類を履修する。

ウ 「教育実習1」「教育実習2」の履修には次の（ア）～（カ）の条件を満たさなければならない。

（a）履修の前年度に「教育実習指導（事前）」を履修かつ合格していること。

（b）履修の前年度に教育実習校登録を行っていること。

（c）履修の前年度までに「教職概論」「特別支援教育論」「教育原理」「発達と教育の心理学」の計7単位を修得済みであること。

（d）教育実習を行う教科が数学の場合は「数学科教育論1」「数学科教育論2」の計4単位を、理科の場合は、「理科教育論1」「理科教育論2」の計4単位を、情報の場合は「情報科教育法1」「情報科教育法2」の4単位を修得済みであること。

（e）科目等履修生としての履修期間終了時に教育職員免許状取得に必要な単位を修得済みまたは修得見込みであること。

（f）履修の前年度までに「介護等の体験」を完了していること（中学校教諭一種免許状を取得する場合）。

エ 「教育実習1」「教育実習2」の履修許可者は、以下の日程で行われる「教育実習指導（直前）」に出席のうえ、実習校（中学校又は高等学校）において教育実習を行わなければならない。

オ 教育実習は、原則として母校で行うこととし、履修する者が個人で交渉して、受入れを依頼します。

カ 「教育実習1」「教育実習2」履修許可者は、指定された期日までに所定の教育実習費（実費）を納入のうえ「教育実習願書」等を各地区教職教育センターに提出しなければなりません（詳細は教育実習指導（直前）において説明します）。

(4) 各種手続

① 教育実習及び介護等の体験希望者に対する事前審査

「教育実習指導（事前）」「教育実習 1」「教育実習 2」「教育実習指導（直前・事後）」の履修及び『介護等の体験』を希望する場合は、出願にあたり事前審査があります。

事前審査の詳細については、教職教育センターHP のお知らせに掲載していますので、内容をご確認の上、2024 年 2 月 18 日（日）までに事前審査の申請をしてください。

② 出願前の窓口相談

次に掲げる科目等は、履修等の前にガイダンスに出席する必要があります。ガイダンス等の日程をお伝えするとともに、履修計画の確認も行いますので、出願前に各地区教職教育センターまでお越しください。

対象科目等：・『介護等の体験』

・「教育実習指導（事前）」

・「教育実習 1」「教育実習 2」「教育実習指導（直前・事後）」

③ 教育実習及び介護等の体験に係る健康診断及び保険の加入について

「教育実習 1」「教育実習 2」及び『介護等の体験』は、履修、体験をするにあたり 2024 年 4 月以降に各自医療機関等で健康診断を受診する必要があります。また、別途保険の加入が必要になる場合がありますので、各地区教職教育センター窓口にて指示を受けてください。

(5) 教育職員免許状の授与

教育職員免許状の取得方法については、本学において教職課程を履修し、教育職員免許法に定める所定の資格及び単位を修得した場合に、本学への事前の申請に基づき、本学を卒業・修了と同時に免許状が授与される「一括申請」と、卒業後に直接個人が在住する各都道府県の教育委員会に申請の上、授与される「個人申請」の二通りの方法があります。

神楽坂キャンパスの一括申請説明会は 7～9 月、野田キャンパスは 9 月下旬に実施予定です。

(6) 問い合わせ先

教職関係科目の履修について不明点がありましたら、各キャンパスの教職教育センターに問い合わせてください。

教職教育センターHP：<https://www.tus.ac.jp/ks/>

キャンパス	部署	場所	電話番号	メールアドレス
神楽坂	教職教育センター (教職課程支援室)	1 号館 4 階	03- 5228-8717	kyoshoku@admin.tus.ac.jp
野田	教職教育センター (創域理工学事務課)	1 号館 2 階	04- 7122-9142	noda_kyoshoku@admin.tus.ac.jp

4 試 験

試験には、定期試験・到達度評価及び追試験があります。

(1) 定期試験・到達度評価

- ・前期－7～8月、 後期－1月の2回行われます。
- ・試験の期間、時間割、試験場等は通常の授業時間とは別に編成されるので、その都度各学部掲示板にて発表を確認してください。
- ・重複試験（同一試験時間内に自分の受験する試験科目が重複している場合）を受験するには指定された期間内に学部事務課（長万部校舎は長万部事務課）にて重複受験申請の手続きをとり、その指示に従い受験してください。

(2) 追試験

病気その他やむを得ない事情のため定期試験または到達度評価を受けることができなかった者に対して行うもので、許可された者のみ受験することができます。

追試験受験手続

- ① 追試験を受けようとする者は、追試験申請期間中に追試験願（所定用紙）に詳細な理由を記し、病気の時は診断書、その他の時は欠席を証明できる書類を添えて学部事務課（長万部校舎は長万部事務部）に提出してください。
ただし、本人の不注意と判断される場合（遅刻・試験時間割の見間違いなど）は、追試験の対象としません。
- ② 追試験願の審査結果は掲示にて発表します。
追試験を許可された者は、許可科目を確認の上、指示された期間内に追試験料を納入し「追試験受験票」の交付を受けてください。（指定期間内に手続きを行わなかった者は追試験の許可を取り消します。）

(3) 試験についての注意事項

- ① 試験時間割の確認
定期試験・到達度評価の試験日・試験時間及び試験場の発表は掲示により行います。時間割は自分自身でしっかり確認してください。
なお、試験時間割中、履修生として指定された試験場がない場合、担当教員を確認のうえ、当該科目の試験場で受験してください。
- ② 受験に際しての注意
ア 試験場においては試験監督者の指示に従ってください。
イ 遅刻した場合は、事情により試験開始後20分までは入場を許可します。
ウ 試験開始後30分間は退場できません。退場後、試験場周辺では静粛にしてください。
エ 解答用紙が配布されたら、最初に学科欄には履修生と記入し、履修生番号（7桁）、氏名を記入してください。無記名の答案の成績は評価しません。

オ 不正行為を行ってはならないことは勿論ですが、不正行為の疑いをもたれるような態度、行為も慎んでください。不正行為（未遂も含む）を行いますと厳しい処分を受けます。

カ 履修生証なしでは受験できませんので、もし忘れたときは試験開始前に学部事務課（長万部校舎は長万部事務課）に願い出て仮履修生証の交付を受けてください。

（仮履修生証は試験終了後持参の上返却してください。）

キ 試験室での飲食は休憩時間を除き禁止します。

ク その他試験に際して指示される注意事項はよく守らなければなりません。

レポートをもって試験に代える科目について

科目によっては、レポートをもって試験に代えることがあります。提出にあたっては、次の点に十分注意してください。

ア レポートをもって試験に代える科目については、掲示及び担当教員の指示に注意してください。

イ レポート用紙の指定のないものは全てA4版レポート用紙を用いてください。

ウ レポートの表紙は、題名、科目名、担当教員、学科、履修生番号・氏名を記入し、とじ合わせた上、指定された提出場所に持参してください。とじ方の完全でないもの、科目名、担当教員の不明のものは受理しません。

エ レポートの提出場所、提出日時は指示に従ってください。

レポートは試験と同じ取り扱いですので、締切日、締切り時間以後は一切受理しません。

オ レポートは特別の場合を除き返却しません。

（４）成績の結果通知

学年末試験結果については学部事務課（長万部校舎は長万部事務課）で本人に成績通知書を交付します。なお、詳細については窓口の指示に従ってください。

（５）学修成果の評価一覧

判定	表記		評価点数	評価基準
合格	秀	S	100～90	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている
	優	A	89～80	到達目標を十分に達成している
	良	B	79～70	到達目標を達成している
	可	C	69～60	到達目標を最低限達成している
不合格	不可	D	59～0	到達目標を達成していない
評価不能		—	評価不能	学修成果の評価を判断する要件を欠格している

5 実験・実習の履修

(1) 実験・実習を履修するには、履修料に加え、実験実習費が必要です。納入方法については、当該学部、学科より指示します。

- ① 教職関係科目の実験実習費（物理・化学・生物・地学実験費）は、1単位につき21,000円です。
- ② 専門必修科目の実験実習費は、1単位につき21,000円です。
- ③ 選択科目の実験実習費は、当該学部、学科より指示します。

※一部2023年度実績。2024年度については必ず申請窓口にて確認ください。

(2) 実験・実習のガイダンスについて

実験・実習科目はガイダンスに出席することが履修の前提条件であり、万一欠席すると理由の如何を問わず履修できなくなるので注意してください。実験、実習科目は科目によってコース別、班別にクラス編成をする等の理由により定員を設ける場合があります。

ガイダンスの日時等概略は次のとおりとします。詳細はその都度、各学部の掲示板で発表されますので注意してください。

① 「地学実験1」「地学実験2」

理学部第一部及び理学部第二部で開講している「地学実験1」「地学実験2」は、前期の週間授業及び集中実験は、同一年度に終了させなければ単位は付与されないため、注意してください。「地学実験1」「地学実験2」の履修を希望する学生は、「地学実験1」「地学実験2」の日程、申し込み方法を説明しますので出願期間に神楽坂キャンパス教職教育センターへご相談ください。

② 教育実習

教育実習を行うに先立って、教育実習指導（直前）を行います。これに欠席した場合は教育実習はできません（日時等詳細は、教育実習指導（事前）履修時に指示します）。

その他、実験・実習については各学部からの指示に従い、履修してください。

6 掲示について

(1) 掲示板の設置場所は以下のとおりです。

校舎	掲示板
神楽坂校舎	3号館1階（理学研究科化学専攻を除く、全ての神楽坂校舎所在の学科・専攻） 5号館1階（理学研究科化学専攻）
富士見校舎	2階
葛飾校舎	講義棟1階
野田校舎	講義棟1階 15号館2階（薬学部・薬学研究科） 生命医科学研究所1階、2階（生命科学研究科）

(2) 履修期間中の伝達事項は、全て学内に設置する掲示板、または CLASS に掲示します。

※経営学研究科技術経営専攻（専門職学位課程）に関する伝達事項は、全て CLASS 又は教育支援システム「LETUS」にてお知らせいたします。

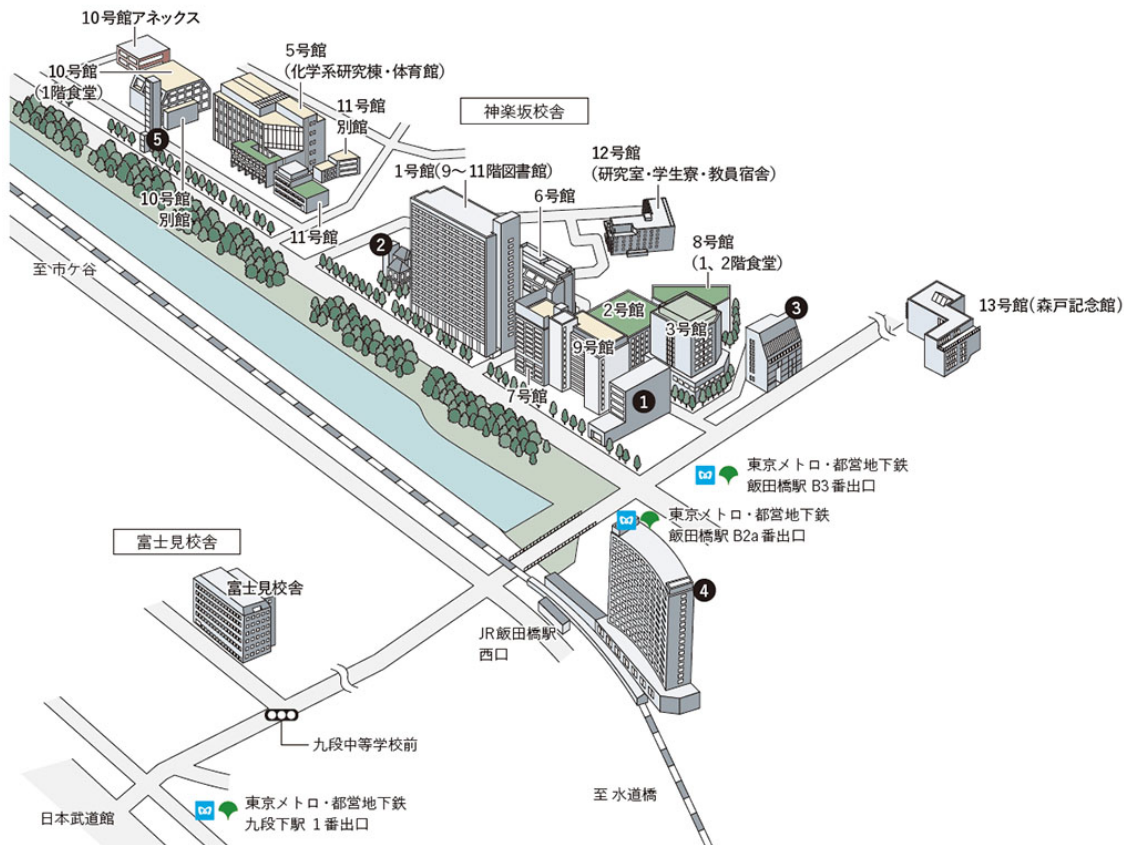
(3) 電話による問い合わせには、一切応じません。

(4) 実験・実習の申し込み手続きや教育職員免許状一括申請の申し込みには、特に遅延のないよう注意してください。

7 校舎配置図

神楽坂キャンパス

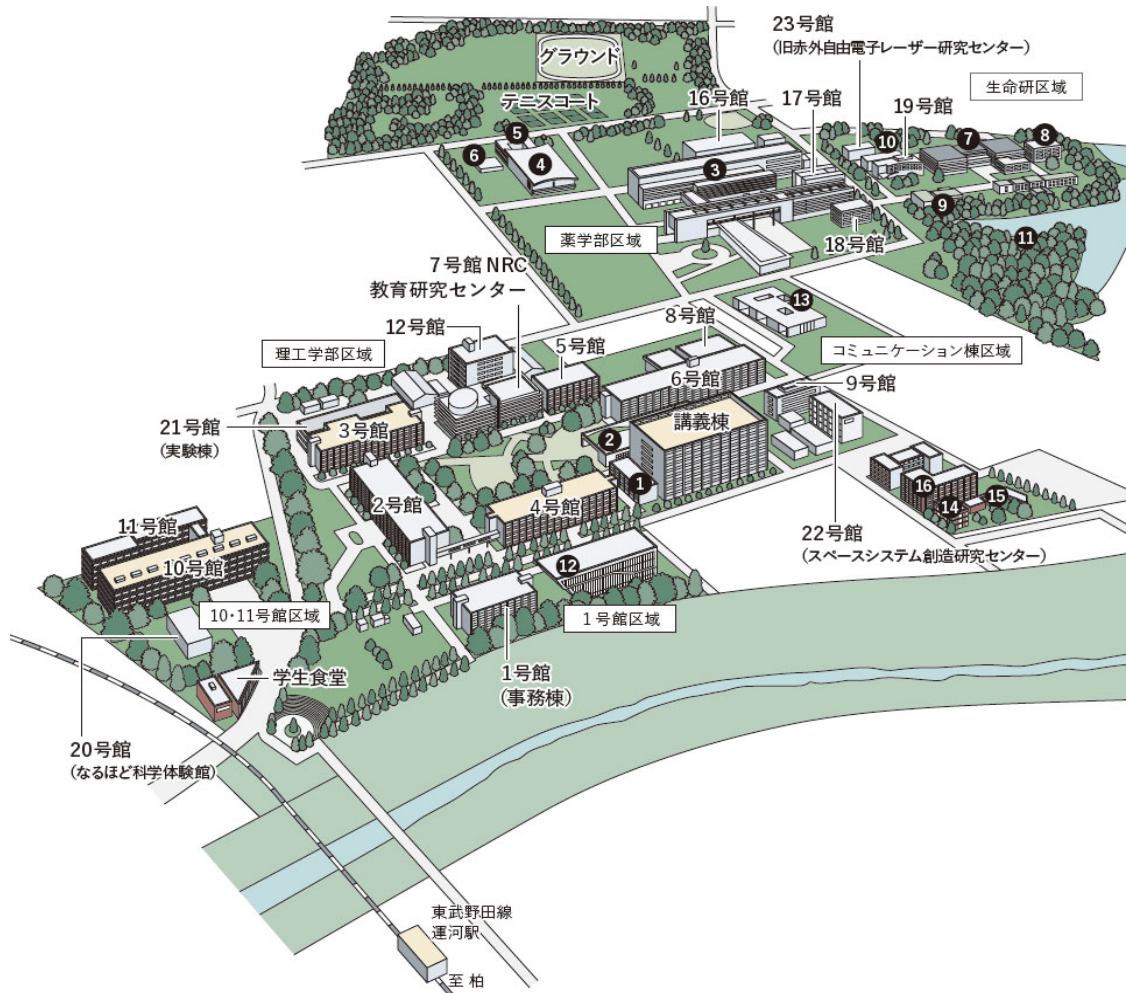
guide map_Kagurazaka



- ❶ 双葉ビル (1 階入試センター)
- ❷ 近代科学資料館 (二村記念館)・数学体験館
- ❸ PORTA 神楽坂 4、5 階
(経営学研究科技術経営専攻)
- ❹ 飯田橋セントラルプラザ 2 階 (オープンカレッジ)
- ❺ 10 号別館 2 (3 階 ゼミ室・会議室)

野田キャンパス

guide map_Noda



理工学部区域

- ① 厚生棟
- ② 100周年記念図書館

薬学部区域

- ③ 薬学部校舎 (13(食堂)～15号館)
- ④ 森戸記念体育館
- ⑤ 部室棟
- ⑥ 多目的トレーニングホール

生命研区域

- ⑦ 生命医科学研究所
- ⑧ 火災科学研究センター実験棟
- ⑨ セミナーハウス
- ⑩ 学生研修センター
- ⑪ 100周年記念理窓会自然公園

1号館区域

- ⑫ カナル会館(食堂)

コミュニケーション棟区域

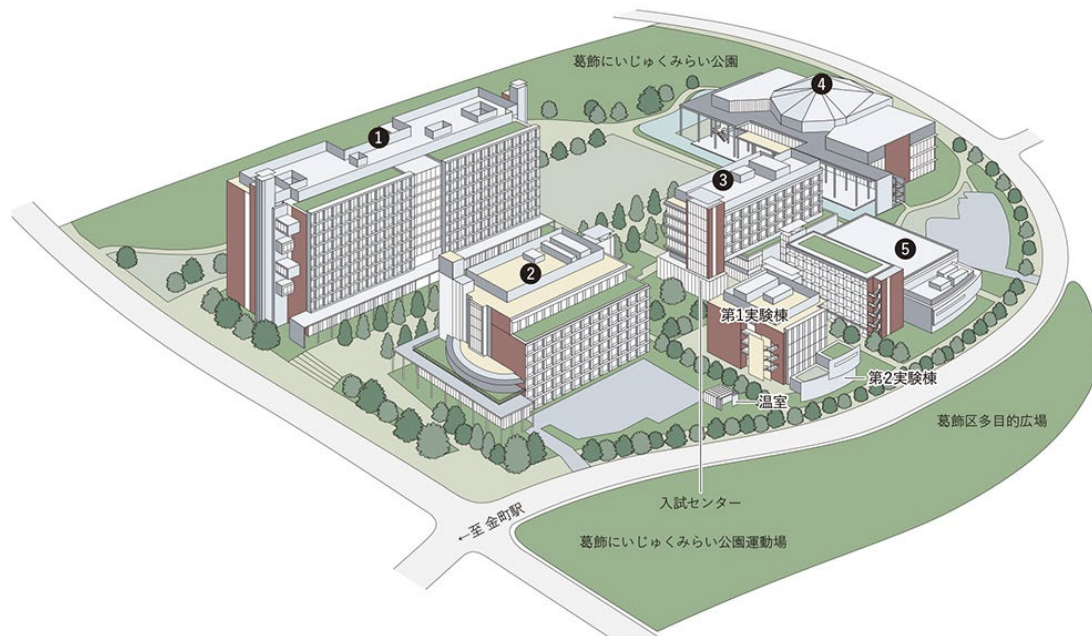
- ⑬ コミュニケーション棟

その他

- ⑭ TUS ドミトリーII
- ⑮ TUS ドミトリーIII、教員宿舎
- ⑯ 野田国際コミュニティハウス

葛飾キャンパス

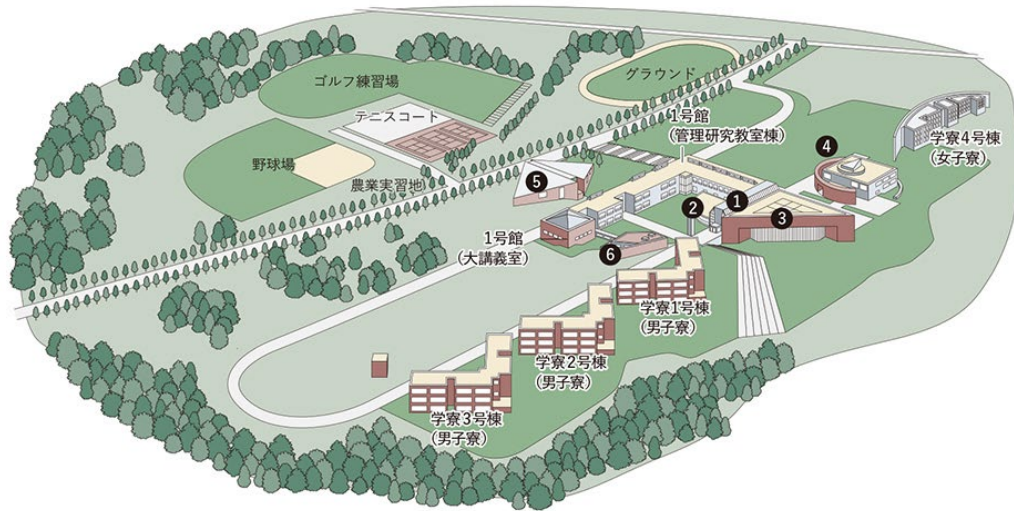
guide map_Katsushika



- ❶ 研究棟 (研究室・実験室・ゼミ室)
- ❷ 講義棟 (教室・ターミナル室・研究室)
- ❸ 管理棟 (研究室・1、2階食堂・入試センター)
- ❹ 図書館 (図書館・大ホール・大村ホール・理科大サイエンス道場・未来わくわく館)
- ❺ 体育館 (メインアリーナ・サブアリーナ・部室)

北海道・長万部キャンパス

guide map_Hokkaido・Oshamambe



- ❶ エントランス (玄関)
- ❷ 図書館
- ❸ 福利厚生棟 (食堂)
- ❹ エソール会館 (福利厚生施設)
- ❺ 体育館
- ❻ 実験棟

8 科目等履修生の図書館利用について

科目等履修生は、図書館施設の利用、図書の閲覧及び図書の貸出等が可能です。

9 証明書の交付について

(1) 証明書の種類及び手数料は次のとおりとします。

種類	手数料
学力に関する証明書 *1	400 円
成績証明書	200 円
教育職員免許状取得見込証明書 *1	100 円

*1 教育職員免許状取得または教員採用試験受験のための証明書

(2) 証明書交付における注意

- ① 単位の認定は、前期終了科目であっても、すべて年度末となります。
- ② 教育職員免許状取得見込証明書の交付願出は、以下 ア. イ. の条件を満たしている者に限ります。
 - ア 当該学部、研究科、専攻科の科目等履修生として在籍していること。
 - イ 修得（見込）単位が、教育職員免許法第5条別表第1に適合していること。
- ③ 申し込みにおける注意
 - ア 成績証明書の発行は、申し込み日から2日後（土日祝を除く）になります。
 - イ 「学力に関する証明書」「教育職員免許状取得見込証明書」の発行は、申し込み日から1週間後（土日祝を除く）になります。
 - ウ 電話・FAX・Eメールでの証明書の申し込み受付は、一切取り扱いません。
- ④ 科目等履修生への学校学生生徒旅客運賃割引証は発行されません。

Ⅲ 科目等履修生の責務

東京理科大学科目等履修生として履修を許可された者は、本学の学則並びに諸規程を守り、科目等履修生としての責務をつくさなければなりません。

1. 東京理科大学科目等履修生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京理科大学学則(昭和24年学則第1号)第52条及び東京理科大学大学院学則(昭和33年学則第1号)第23条の5の規定に基づき、東京理科大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関する事項を定めるものとする。

(科目)

第2条 履修を許可する授業科目は、各学部、専攻科又は大学院各研究科(以下「各学部等」という。)において定める。

(選考)

第3条 科目等履修生は、各学部等において学生の学修に支障がないと認めた場合に限り選考するものとし、選考を行うか否かは、各学部等においてその都度定める。

2 選考は、原則として学年始めに行うものとし、選考の方法は、各学部等の定めるところによる。

(納付金の不返還)

第4条 既納の審査料、履修料及び実験実習費は、いかなる事由があっても返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、履修できない特別な事由があると認められた場合に限り、審査料を除く履修料等を返還することができる。

(履修許可の取消し)

第5条 科目等履修生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為をしたときは、履修の許可を取り消すことがある。

(履修証明書等)

第6条 科目等履修生として履修した者には、履修証明書又は単位取得証明書を交付することがある。

(その他)

第7条 この規程に特に定めるもののほか、科目等履修生については、学部学生及び大学院学生に関する規定の例による。

2. 東京理科大学学則（抜粋）

第2章 学部

（学部）

第4条 本学に理学部第一部、理学部第二部、薬学部、工学部、創域理工学部、先進工学部及び経営学部（以下「各学部」という。）を置く。

（休業日）

第7条の2 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 東京理科大学創立記念日 5月4日
 - (4) 東京物理学園記念日 6月14日
 - (5) 春期休業 3月21日から4月8日まで
 - (6) 夏期休業 8月1日から9月17日まで
 - (7) 冬期休業 12月23日から翌年1月11日まで
- 2 必要がある場合は、本学の学長（以下「学長」という。）は、前項に規定する休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 第1項に定める休業日において、必要がある場合は、授業を行うことがある。

第4章 教育課程、学修成果の評価及び卒業

（単位制及び単位の計算方法）

第11条 授業科目の履修は、単位制とする。

- 2 前項の場合において、単位数の算定に当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準を下限として各学部で単位数を定める。
- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、各学部で単位数を定める。

（単位の認定）

- 第13条 授業科目を履修し、その試験等に基づく学修成果の評価が合格と判定された者には、当該授業科目所定の単位を与える。
- 2 前項の授業科目の試験に関し必要な事項については、別に定める。

(学修成果の評価)

第14条 学修成果は、各授業科目の学業成績を、秀、優、良、可又は不可をもってこれを表し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。この場合、秀、優、良、可をそれぞれS、A、B、Cに、不可をDに代えて表すことができる。

2 前項の学修成果の評価に関し必要な事項については、別に定める。

第6章 入学、再入学、編入学、休学、留学、復学、退学、除籍並びに転学部及び転学科

(入学の時期)

第20条の2 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学の学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 第3号に掲げるもののほか、文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)に文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第8章 専攻科

(理学専攻科)

第38条 大学卒業者に対し、特設課程による教育を行い、理学部門における有能な教育者を養成することを目的として、修業年限1年の理学専攻科(以下「専攻科」という。)を置く。

第9章 科目等履修生、特別履修生及び研究生

(科目等履修生)

第49条 本学の学部又は専攻科の特定の授業科目の履修を願い出る者があるときは、本学の学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 学部の授業科目の履修を願い出ることができる者は、第21条に規定する入学資格を有する者とする。

3 専攻科の授業科目の履修を願い出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 志望授業科目を学修するに十分な学力があると認められた者

(科目等履修生の志願)

第50条 科目等履修生として履修を願い出る者は、所定の願書に必要書類及び別表第6に定める額の審査料を添えて提出することを要する。

(履修料等)

第51条 科目等履修生の選考に合格した者は、別表第6に定める額の履修料を、指定された期日までに納めなければならない。

2 科目等履修生の実験及び実習に要する費用は、別に徴収する。

(科目等履修生の規程)

第52条 その他科目等履修生については、別に定める科目等履修生に関する規程による。

(準用規定)

第53条 科目等履修生については、第49条から前条までに定めるもののほか、第7条の2、第11条、第13条、第14条及び第20条の2の規定を準用する。

別表第6(第50条、第51条関係)

区分	金額
審査料	35,000円
履修料	1単位 26,000円

3. 東京理科大学大学院学則（抜粋）

第1章 総則

（研究科）

第5条 本学大学院に次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 各研究科ごとの修士課程・博士課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士課程の別
理学研究科	数学専攻 物理学専攻 化学専攻 応用数学専攻 科学教育専攻	博士課程
薬学研究科	薬学専攻 薬科学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻 工業化学専攻 電気工学専攻 情報工学専攻 機械工学専攻	博士課程
創域理工学研究科	数理科学専攻 先端物理学専攻 情報計算科学専攻 生命生物科学専攻 建築学専攻 先端化学専攻 電気工学専攻 経営システム工学専攻 機械航空宇宙工学専攻 社会基盤工学専攻 国際火災科学専攻	博士課程
先進工学研究科	電子システム工学専攻 マテリアル創成専攻 生命システム工学専攻 物理工学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程

3 各研究科及び各専攻の人材育成に関する目的は、別表第9のとおりとする。

第2章 教育課程及び教育方法等

(教育課程及び教育方法)

第7条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとし、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 本学大学院における教育課程として、専門科目及び一般教養科目を置く。
- 3 専門科目は、各専門分野におけるより高度な専門知識及び能力を養うための科目をいう。
- 4 一般教養科目は、幅広くかつ深い学識を涵養するための教養に関する科目をいう。

(教育方法の特例)

第7条の2 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 2 前項に規定する教育は、別表第1に掲げる課程において行う。

第5章 入学資格等

(入学資格)

第16条の2 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 各研究科の定めるところにより、大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、それぞれ所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者は、前項の修士課程に入学することのできる者に加えることができる。
- 3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職学位を有する者
 - (3) 外国において大学院の修士課程と同等以上と認められる課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 4 薬学研究科薬学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大学における修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学)を修了した者
 - (3) 本学大学院において個別の入学資格審査により、大学(修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) その他文部科学大臣の指定した者

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(学年、学期、授業期間及び休業日)

第21条 学年、学期、授業期間及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第6章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者で本学大学院修士課程の特定の授業科目の履修を願い出るものがあるときは、本学大学院の学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

- (1) 学士、修士又は博士の学位を有する者
- (2) 志望授業科目を学修するに十分な学力があると認められた者

(科目等履修生の志願)

第23条の3 科目等履修生として履修を願い出る者は、所定の願書に必要書類及び別表第2に定める額の審査料を添えて提出することを要する。

(履修料等)

第23条の4 科目等履修生の選考に合格した者は、別表第2に定める額の履修料を、指定された期日までに納めなければならない。

2 実験及び実習の履修を特に認められた場合は、それに要する費用は、別に徴収する。

(科目等履修生の規程)

第23条の5 その他科目等履修生については、別に定める科目等履修生に関する規程による。

(準用規定)

第23条の6 科目等履修生については、第23条の2から前条までに定めるもののほか、第20条及び第21条の規定を準用する。

別表第2(第23条の3、第23条の4関係)

区分	金額
審査料	35,000円
履修料	1単位 26,000円

4. 東京理科大学専門職大学院学則(抜粋)

第1章 総則

(研究科)

第5条 経営学研究科技術経営専攻に専門職学位課程を置く。

2 技術経営専攻は、理学と工学が一体となった「科学技術」及び「経営」の実践的融合並びに「グローバルな視点」及び「高い職業倫理観」の育成を図った教育を通じて、社会の急速な変化に敏速かつ革新的に対応し、牽引することができる高度専門職業人を養成し、社会に輩出することを目的とする。

第2章 教育課程及び教育方法等

(教育課程及び教育方法)

第7条 本学専門職大学院の教育は、授業科目の授業、事例研究、現地調査等により行うものとし、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 本学専門職大学院は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第8条 本学専門職大学院においては、教育上の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第4章 入学資格等

(入学資格、入学試験、入学志願及び入学手続)

第17条 本学専門職大学院に入学できる者、入学試験、入学志願及び入学手続については、本学大学院学則第16条から第19条までの規定を準用する。

(入学)

第18条 入学については、学長が定める。

(入学の時期)

第18条の2 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(学年、学期及び授業期間)

第19条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、後期の始めに入学した場合の学年は、10月1日に始まり、翌年の9月30日に終わるものとする。

2 学年を次の学期に分ける。ただし、事情により変更を行うことがある。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項に定める各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。

4 授業期間は、年間35週にわたることを原則とし、学期ごとに15週以上を設ける。

(休業日)

第19条の2 休業日については、本学学則の規定を準用する。ただし、春期休業、夏期休業及び冬期休業については、別に定める。

第5章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生及び研究生)

第22条 科目等履修生及び研究生については、本学大学院学則の規定を準用する。ただし、審査料及び履修料については、別表第1のとおりとする。

別表第1(第22条関係)

区分	金額
----	----

審査料	35,000円
-----	---------

履修料	1単位	26,000円
-----	-----	---------

5. 東京理科大学履修等に関する規程（抜粋）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、東京理科大学学則（昭和24年学則第1号。以下「本学学則」という。）第10条第2項に定める授業科目の履修、第13条第2項に定める授業科目の試験及び第14条第2項に定める学修成果の評価に関し必要な事項について定めるものとする。

第2章 授業科目の履修

（履修の禁止）

第6条 履修を禁止する授業科目は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）既に単位を修得した授業科目
- （2）授業時間が重複する授業科目
- （3）その他各学部において定める授業科目

第3章 授業科目の試験

（定義）

第10条 授業科目の試験は、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）到達度評価
- （2）定期試験
- （3）追試験
- （4）再試験

2 前項に定めるもののほか、課題の提出をもって授業科目の試験に代えることができる。

3 演習、実験、実習、実技、卒業研究、卒業制作、卒業論文等の授業科目については、その平常成績をもって授業科目の試験に代えることができる。

（到達度評価）

第11条 到達度評価は、本学が定める期間において、当該授業の授業時間内に実施する試験及び授業をいう。

2 到達度評価は、授業時間内に到達度を確認するための到達度評価試験及び当該授業科目の内容を総括するための授業を実施することを要する。

3 当該授業の担当者が申出を行い、学部長が許可した場合には、第1項に定める期間以外に到達度評価を実施することができる。

4 当該年度に当該授業科目の履修申告を行っていない者に対しては、到達度評価の受験を許可しない。

5 前4項に規定するもののほか、到達度評価の実施に関して必要な事項は、各学部において定める。

(定期試験)

第12条 定期試験は、期間を定めて実施する試験をいう。

- 2 当該年度に当該授業科目の履修申告を行っていない者に対しては、定期試験の受験を許可しない。
- 3 前2項に規定するもののほか、定期試験の実施に関して必要な事項は、各学部において定める。

(追試験)

第13条 追試験は、次の各号に掲げるやむを得ない理由により、前2条に定める到達度評価又は定期試験の受験ができなかった者に対して、受験を許可する試験をいう。

- (1) 病気欠席(診断書添付のものでやむを得ず欠席した者と判断されるもの)
 - (2) 忌引き
 - (3) 公共交通機関の遅延・事故
 - (4) 火災、風水害等のり災
 - (5) その他学部長が正当な理由と認めるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、追試験の受験を許可しない。
 - (1) 次項に定める追試験の受験に必要な手続を行っていない者
 - (2) 到達度評価又は定期試験に遅刻した者(証明書のない場合)
 - (3) その他本人の不注意と判断される理由により到達度評価又は定期試験を受験できなかった者
 - 3 追試験の受験を希望する者は、各学部において定める追試験の受付期間に、所定の追試験願に受験できなかった理由を証明する書類を添付し、学部長に提出するものとする。
 - 4 追試験の受験を許可された者は、1科目につき1,000円の追試験料を納付し、受験票の交付を受け、受験するものとする。
 - 5 追試験に対する追試験は実施しない。
 - 6 前5項に定めるもののほか、追試験の実施に関して必要な事項は、各学部において定める。

第4章 学修成果の評価

(学修成果の評価)

第15条 学修成果の評価は第10条に定める試験等に基づき、各学部において行う。

- 2 前項に定める学修成果の評価の詳細は、あらかじめ授業計画(シラバス)で明示する。

(成績評価基準)

第16条 学修成果の評価は別表に定める成績評価基準に基づいて行い、それぞれに定める記号をもってこれを表す。

- 2 前項の成績評価基準に定めるもののほか、一部の授業科目において、合格又は不合格のみにより学修成果の評価を行うことができる。
- 3 前項に基づき、合格と評価された場合の学業成績は、「G」をもって表記する。

(評価不能)

第17条 前条の規定にかかわらず、当該授業科目の学修成果の評価を判断する要件を欠格している場合は、当該授業科目の学修成果について、評価不能と判定することができる。

2 前項に基づき、評価不能と判定された場合の学業成績は、「－(ハイフン)」をもって表記する。

(学修成果の評価結果の通知)

第19条 学修成果の評価結果は、各学部において定める期間に学生本人に通知する。

2 学生は通知された学修成果の評価結果のうち、不合格又は評価不能と判定された科目の評価結果に疑義がある場合、各学部の定めるところにより、成績評価の再調査を申し出ることができるものとする。

第5章 雑則

(大学院における準用)

第21条 大学院においては、本規程の第4条、第7条、第7条の2、第14条及び第20条の規定を除き、これを準用する。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学院の取扱いについては別に定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、東京理科大学教育支援機構会議で審議した後、東京理科大学教育研究会議の議を経て行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

判定	表記		評価点数	評価基準
合格	秀	S	100～90	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている
	優	A	89～80	到達目標を十分に達成している
	良	B	79～70	到達目標を達成している
	可	C	69～60	到達目標を最低限達成している
不合格	不可	D	59～0	到達目標を達成していない

東京理科大学長 殿

氏名理大太郎

講義・演習科目	学部研究科専攻科	学専科攻	曜日	時限	授業科目名	教員名	単位数
	理学部第二部	化学科	水	2	〇〇〇〇	〇〇〇	4
	理学部第二部	化学科	水	3	〇〇〇〇	〇〇〇	4
	理学部第二部	化学科	金(前)	1	(前)〇〇〇〇	〇〇〇	2
	小計				3科目	10	単位

実験実習科目	学部研究科専攻科	学専科攻	曜日	時限	授業科目名	教員名	単位数
	理学部第二部		集中		〇〇実験	〇〇〇	1
	理学部第二部		集中		教育実習指導(直前・事後)	〇〇〇	1
	理学部第二部		集中		教育実習1	〇〇〇	2
	理学部第二部		集中		教育実習2	〇〇〇	2
	小計				4科目	6	単位

履修科目・単位合計					7科目	16	単位
-----------	--	--	--	--	-----	----	----

上記のとおり履修を志望いたしますので許可願います。

履修出願の目的

該当する目的に
〇印をしてください。

① 教免取得
教科(理科)
種類(中学・一種)
免許取得予定日(2025年 3月)

5.学士取得

6.資格取得

7.その他

2.業務上

3.企業派遣

4.自己啓発

単位取得希望の有無 (いずれかを○で囲む)	(有)	無
-----------------------	-----	---

新規出願・継続出願の別

新規	・ (継続)(同一学部において年度を継続して出願する場合)
----	-------------------------------

記入しないでください	履修料	円
	教育実習	円
	計	円

※実験、実習を許可された場合は、実験、実習申込みの際、別に規定の実験、実習費を払ってください。

2024年度

整理番号

氏名

履修科目・単位合計	科目	単位
-----------	----	----

該当する目的に
○印をしてください。

1. 教免取得 教 科 () 種 類 () 免許取得予定日 (年 月)	5. 学士取得
2. 業務上	6. 資格取得 ()
3. 企業派遣	7. その他 ()
4. 自己啓発	

単位取得希望の有無（いずれかを○で囲む）	有	無
----------------------	---	---

新規 ・ 継続(同一学部において年度を継続して出願する場合)

履修料	履修料	円
	教育実習	円
	計	円

※実験、実習を許可された場合は、実験、実習申込みの際、別に規程の実験、実習費を払ってください。

[記入例]

本人履歴	ふりがな	りだい たろう	性別	写真貼付欄 縦4×横3cm
	氏名	理 大 太 郎	男・女	
	ローマ字氏名	Taro Ridai		
	生年月日	1999年 11月 9日生 (24歳)		
	本籍地	東京 都道府県		
	ふりがな	とうきょうと しんじゅくく かぐらざか 1ちょうめ3ばんち		
	現住所 [連絡先]	〒162-8601 東京都新宿区神楽坂1丁目3番地 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 勤務先電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 メールアドレス: 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇〇		
	最終学歴	2023年 3月 東京理科大学 理学部第一部 数学科 卒業		
	(大学院もしくは 専攻科進学者 は大学から記入)	年 月		
		年 月		
	聴講・科目等 履修生歴 (以前に聴講・履修 したことがあれば 記入)	年 月 日～ 年 月 日 大学 学部聴講 2023年 4月 1日～ 2024年 3月 31日 東京理科大学 理学部第二部科目等履修生 年 月 日～ 年 月 日 大学 部科目等履修生 年 月 日～ 年 月 日 大学 部科目等履修生		
	取得済教免	教科() 種類() 教免取得年月日(年 月 日)		
職業 該当するものに ○印、()内に具 体的に記入	A. 教育関係(学校名等:) D. 個人営業() G. その他() B. 公務員関係() E. 学生 C. 企業関係(企業名等: 株〇 〇 〇 〇) F. 無職			

誓約書	2024年 3月 〇日	
	東京理科大学長 殿	
	ふりがな	りだい たろう
	氏名	(自筆署名) 理 大 太 郎
	1999年 11月 9日生	
	私は、東京理科大学科目等履修生として履修を許可されました際は、建学の精神に従い学則ならびに諸規程を遵守し、科目等履修生としての責務をつくすことを誓約いたします。	

保証書	2024年 3月 〇日	
	東京理科大学長 殿	
	保証人の 現住所	〒162-8601 東京都新宿区神楽坂1丁目3番地 電話 続柄 父
	保証人	ふりがな りだい いちろう 氏名 (自筆署名) 理 大 一 郎 1965年 3月29日生
	私は、下記の者が貴学科目等履修生として履修を許可されました際は、貴学在学中、左記の誓約を遵守させ、これに反する在学中の行為について、保証人である私が責任を負うと共に、下記の者が貴学に対して負う一切の債務について、学則に定められた履修料に該当履修科目の単位数を乗じた額に相当する額を上限として、下記の者と連帯して支払うことを保証いたします。	
	本人 氏名	理 大 太 郎

(注1) 保証人は、原則として父母のいずれかとしますが、これに代わる場合は、在学中の債務を負える成年者で、独立の生計を営む者とします。
(注2) 学則別表第6(第51条関係)抜粋
履修料 1単位 26,000円

本人履歴	ふりがな		性別	写真貼付欄 縦4×横3cm	
	氏名		男・女		
	ローマ字氏名				
	生年月日	年 月 日生（ 歳）			
	本籍地	都道府県			
	ふりがな				
	現住所 [連絡先]	〒			
		電話（ ）		勤務先電話（ ）	
		メールアドレス:			
	最終学歴 〔大学院もしくは 専攻科進学者 は大学から記入〕	年 月			
		年 月			
		年 月			
	聴講・科目等履修生歴 〔以前に聴講・履修 したことがあれば 記入〕	年 月 日～ 年 月 日		大学	学部聴講
		年 月 日～ 年 月 日		大学	部科目等履修生
		年 月 日～ 年 月 日		大学	部科目等履修
年 月 日～ 年 月 日		大学	部科目等履修生		
取得済教免	教科（ ） 種類（ ） 教免取得年月日（ 年 月 日）				
職業 〔該当するものに ○印、()内に具 体的に記入〕	A. 教育関係(学校名等:) D. 個人営業() G. その他()				
	B. 公務員関係() E. 学生				
	C. 企業関係(企業名等:) F. 無職				

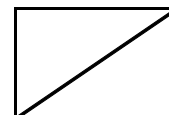
誓約書	年 月 日	
	東京理科大学長 殿	
	ふりがな	
	氏名	(自筆署名)
	年 月 日生	
私は、東京理科大学科目等履修生として履修を許可されました際は、建学の精神に従い学則ならびに諸規程を遵守し、科目等履修生としての責務をつくすことを誓約いたします。		

保証書	年 月 日		
	東京理科大学長 殿		
	保証人の 現住所	現住所 〒	
		電話	
		続柄	
	保証人	ふりがな	
		氏名	(自筆署名)
		年 月 日生	
	私は、下記の者が貴学科目等履修生として履修を許可されました際は、貴学在学中、左記の誓約を遵守させ、これに反する在学中の行為について、保証人である私が責任を負うと共に、下記の者が貴学に対して負う一切の債務について、学則に定められた履修料に該当履修科目の単位数を乗じた額に相当する額を上限として、下記の者と連帯して支払うことを保証いたします。		
	本人 氏名		

(注1) 保証人は、原則として父母のいずれかとしますが、これに代わる場合は、在学中の債務を負える成年者で、独立の生計を営む者とします。

(注2) 学則別表第6(第51条関係)抜粋
履修料 1単位 26,000円

追 加 ・ 複 数 学 部 申 請 書



既に本学の科目等履修生で、後期科目を追加申請する場合、
または、2学部以上にわたって科目を履修する場合には、
この申請書を1学部につき、1枚ずつ記入すること。

* 裏面の記入例を参考にして、記入してください。

履修希望学部	理 学 部 第 一 部
--------	-------------

整理番号	記入しないでください
学籍番号	
ふりがな	りだい たろう
氏 名	理 大 太 郎

①講義・演習科目	学 部 研究科 専攻科	学 科 専 攻	曜日	時限	授 業 科 目 名	教員名	単位 数	事務処理欄 講義番号
	理学部第一部	物理学科	土	2	(前)〇〇〇〇	△△△	2	
	理学部第一部	物理学科	土	2	(後)〇〇〇〇	△△△	2	
	小 計				2 科目	4 単位	—	

②実験・実習科目	学 部 研究科 専攻科	学 科 専 攻	曜日	時限	授 業 科 目 名	教員名	単位 数	事務処理欄 講義番号
	小 計				科目	単位	—	

* 実験・実習を許可された場合は、実験・実習申込の際、別に所定の実験・実習費を納入してください。

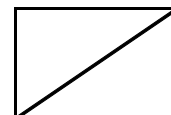
申請科目・単位合計欄には、出願学部すべての合計ではなく、1学部分のみを記入してください。

③申 請 科 目 ・ 単 位 合 計 (①+②)	2 科目	4 単位
--------------------------	------	------

* 事務処理欄 (記入しないでください。)

単位数計	単位	履修料計	円
------	----	------	---

追 加 ・ 複 数 学 部 申 請 書



既に本学の科目等履修生で、後期科目を追加申請する場合、
または、2学部以上にわたって科目を履修する場合には、
この申請書を1学部につき、1枚ずつ記入すること。

* 裏面の記入例を参考にして、記入してください。

履修希望学部	学部第 部
--------	----------

整理番号	
学籍番号	
ふりがな	
氏 名	

①講義・演習科目	学 部 研究科 専攻科	学 科 専 攻	曜 日	時 限	授 業 科 目 名	教員名	単 位 数	事務処理欄 講義番号
小 計					科 目	単 位	—	

②実験・実習科目	学 部 研究科 専攻科	学 科 専 攻	曜 日	時 限	授 業 科 目 名	教員名	単 位 数	事務処理欄 講義番号
小 計					科 目	単 位	—	

* 実験・実習を許可された場合は、実験・実習申込の際、別に所定の実験・実習費を納入してください。

申請科目・単位合計欄には、出願学部すべての合計ではなく、1学部分のみを記入してください。

③申 請 科 目 ・ 単 位 合 計 (①+②)	科 目	単 位
--------------------------	-----	-----

* 事務処理欄（記入しないでください。）

単位数計	単位	履修料計
------	----	------

円

2024 年度

東京理科大学・大学院科目等履修生
出 願 許 可 書

年 月 日

東京理科大学長 殿

大学等 名 : _____

学長等氏名 : _____

(公印)

下記の学生は、貴学学部（大学院、専攻科）科目等履修生の出願を希望しております。
本学では、出願を許可いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

学部（研究科） : _____

学科（専 攻） : _____

学 年 : _____

氏 名 : _____

以 上

2024 年度 科目等履修生審査料 納入書類等貼付台紙

氏 名 _____

審査料納入後、枠内に「振込明細書等の原本（振込先の口座名・振込金額が明記されたもの）」を貼付すること。

審査料	35,000 円
審査料の納入先	銀行名：みずほ銀行 支店名：飯田橋支店 預金種目：普通預金 口座番号：1000200 口座名義：学校法人東京理科大学 (ガク) トウキョウリカダイガク)

※折り曲げや横向きに貼付してもよい。
※原本の提出が難しい場合は、学部事務課窓口にご相談ください。